

平成 20 年度農薬飛散リスク評価手法等確立調査検討会（第 2 回）  
議事概要

1 開催日時及び開催場所

日 時：平成 21 年 3 月 3 日（火）10：00～12：00

場 所：糖業会館（2 階ホール）

2 出席委員（敬称略）

有田芳子、上路雅子、小林由幸、佐藤洋、福島哲仁、堀江和臣、宮井俊一、森田昌敏

3 会議の概要

議事に先立ち、第 1 回検討会の議事概要（案）が原案通り了承され、（案）をとることとされた。

（1）平成 20 年度モニタリング調査について

調査実施事業者の（社）農林水産航空協会より、資料 2 の「平成 20 年度農薬飛散リスク評価手法等確立調査 モニタリング調査業務 結果報告書（案）」に基づき、前回の検討会で議論された点とそれに対する報告書（案）の変更点について、重点的に説明が行なわれた。委員による議論の結果、以下について原案を修正したのち（案）を取ることとされた。なお、グリホサートの捕集剤については、今回の報告書において十分説明されていることから、捕集方法には問題はないとされた。

付着液量の割合については、単位面積あたりの付着量をもとにした割合を記載し、面積を乗じたものを併記すること。

気中濃度の測定結果から、蒸気圧と気中濃度には若干の関係は認められると考えられることから、当該考察を報告書中に記載すること。

気中濃度測定で、グリホサートが散布当日の 13 時にもみ検出された点については、分析に関わる異常値かサンプリングに関わる異常値か、現時点では明確になっていないが、サンプリング地点の状況などを踏まえて、検出されたという記載は残すこと。

（2）公園・街路樹等病害虫・雑草管理暫定マニュアルの改訂方針（案）について

事務局の（財）残留農薬研究所から、資料 3 の「『公園・街路樹等病害虫・雑草管理暫定マニュアル』の改訂方針（案）」に基づき説明が行なわれた。また、環境省で実施した講習会・研修会において、立ち入り禁止期間及び距離について具体的なものが欲しいという希望が出たことも報告された。委員からの主な意見・要望等は以下の通り。

- ・ 誤解を招かないよう、表現に注意すべきである。
- ・ 重厚なマニュアルでは使い勝手が悪いので、追加の情報もコンパクトに盛り込んで欲しい。
- ・ この暫定マニュアルは全体に網羅されていて良かった。

以上の意見を盛り込むとともに、委員からの追加意見は事務局で集約することとさ

れた。

(3) 平成21年度の進め方(案)について

引き続き事務局から、資料4の「平成21年度の進め方(案)」に基づき説明が行なわれ、環境省から調査規模及び対象薬剤について補足説明がなされた。委員から以下の意見が出された。

- ・ エトフェンプロックスを用いて同一の場所で繰り返し散布して調査する場合、累積残留に注意したほうがよい。
- ・ グリホサートが散布当日の13時に検出された問題の検証をすることは考えられないか。
- ・ 立ち入り禁止区域・期間の提案に向けて、今まで蓄積されたデータも考慮した有意義な追加試験を期待する。
- ・ 繰り返し試験により複数の分析結果を得る調査が考えられないか。
- ・ エトフェンプロックスではなく分析の簡単な代替化合物を用いることはできないか。

以上の意見が組み込めるようであれば考慮することとし、大枠として(案)を取ることで了承された。

(4) その他

「平成20年度農薬飛散リスク評価手法等確立調査 モニタリング調査業務 結果報告書(案)」中の引用文献の記載方法について、参照が確実に出来るように、また翻訳版でなく原文を引用文献として記載するように、との委員からの指摘があった。

事務局より、本年度の検討会は今回を以って終了する旨が報告された。

(以上)